

請 願 審 査 資 料

平成 27 年請願第 10 号
福岡市保育協会への補助金の削減反対及び保育労働者の
処遇向上について

平成 27 年請願第 16 号
子ども・子育て支援新制度に伴う、保育の質の向上を
目指す取り組みについて

平成 27 年 11 月 18 日

こども未来局

1 請願事項

(1) 平成 27 年請願第 10 号

福岡市保育協会への補助金の削減反対及び保育労働者の処遇向上について

(請願者:全国福祉保育労働組合福岡支部 執行委員長 長嶋 成 外 1,614 人)

- ① 保育協会への補助金削減についての協議は中止して、本市独自の充実策を早急に実施すること。
- ② 2015 年度 4 月からの執行を猶予している補助金の執行を早期に行うこと。

(2) 平成 27 年請願第 16 号

子ども・子育て支援新制度に伴う、保育の質の向上を目指す取り組みについて

(請願者:一般社団法人福岡市保育協会 理事長 古賀 貞雄)

- ① 新制度導入に伴い、保育の質の向上を目指す施策について、市保育協会と協議の再開を行うこと。
- ② 新制度の課題である多様な保育ニーズへの対応として、保育の質の向上に要する本市独自の新たな福岡方式を構築すること。

2 状況

(1) 見直し協議中の補助金の概要

① 長時間保育手当

区分	内容
目的	保護者の通勤時間等を考慮して、保育所の開所時間を延長（長時間保育）
職員配置	職員の時差出勤により対応
補助の性格	時間外勤務手当ではなく、職員の処遇改善費として支給
支給対象	保育士，調理員
手当の額	市が承認した額（本俸の 6%相当） （創設時は時間外勤務手当として支給）

② 研修費

区分	内容
目的	職員個人が自己研修を行うための費用を補助
支給対象	保育士，調理員
手当の額	保育士 1 人あたり 20,000 円/年 調理員 1 人あたり 20,000 円/年

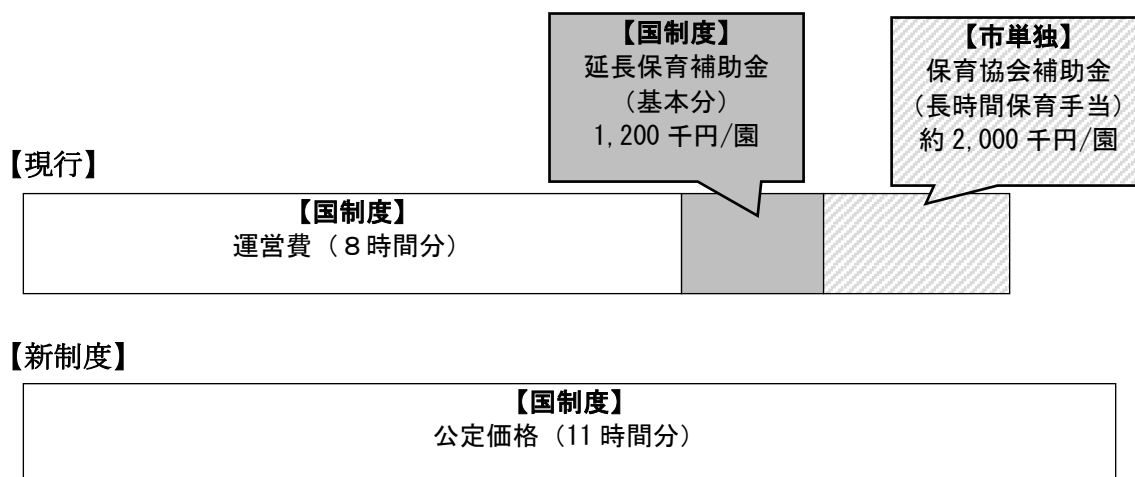
③ 被服手当

区分	内容
目的	職員が保育・調理業務に必要なエプロン等の被服を購入するための費用を補助
支給対象	保育士，調理員
手当の額	保育士 1 人あたり 7,700 円／年 調理員 1 人あたり 12,300 円／年

(2) こども未来局の提案内容

① 長時間保育手当

新制度移行後の公定価格が，8 時間から 11 時間保育(開所)になったため，国においては延長保育事業補助金(基本分)が廃止されており，市単独補助である長時間保育手当についても見直しを提案。



② 研修費，被服手当

研修費及び被服手当については，包括外部監査において意見等が出されているうえ，公定価格等に同様の費用が含まれていることなどを踏まえ見直しを提案。

(3) 福岡市保育協会補助金見直しに係る経緯

平成 27 年	1 月	14 日	平成 27 年度予算編成における子ども・子育て支援新制度関連予算案について閣議決定
		14 日	一般社団法人福岡市保育協会（以下「保育協会」という。）に見直し内容について提案・説明
	3 月	31 日	公定価格の確定（国告示の公布）
	5 月	27 日	保育協会が福岡市政記者クラブに対し記者会見
		27 日	福岡市政記者クラブからの要請に基づきこども未来局が記者会見
	7 月	1 日	福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会（事務局：総務企画局。以下「検討委員会」という。）を設置

8月	5日	第1回検討委員会
	25日	第2回検討委員会
9月	29日	第3回検討委員会
10月	28日	第4回検討委員会
11月	9日	検討委員会から報告書を提出

(4) 福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会について

① 目的

国において、子ども・子育て支援新制度が実施されたことに伴い、福岡市保育協会補助金について検証を行い、市民の理解が得られ、保育士の処遇改善に資する保育所運営補助のあり方について検討すること。

② 委員構成

- ・ 委員数：8名
 - (内訳) 市民代表：1名
 - 学識経験者：2名
 - 専門家等（弁護士，公認会計士，認定こども園園長等）：5名
- ・ 委員長：針塚 進（中村学園大学教育学部教授，発達支援センター長）

③ 委員意見（報告書から抜粋） ※報告書は別添のとおり

ア 保育士の処遇

○ 処遇改善の必要性

子どもの教育・保育の質を上げるためには、保育士の質の向上が必要である。

保育士の離職防止や潜在保育士の保育所等への就労促進といった観点からも、保育士の処遇改善は重要である。

○ 処遇改善の方法

就労継続を促すためには、賃金だけでなく、それ以外の労働条件も重要であり、経営者による適切な雇用管理が行われるよう働きかけが必要である。

給与が高くとも離職者の多い職種があること等を踏まえると、例えば、心の悩みや勤務条件などを相談できる機関を設置するなど、給与以外の部分での働き方を支援するような仕組みの方がより効果的である。

イ 私立保育所の運営状況

○ 保育所の経営状況

福岡市の私立保育所は、税金を源泉とした一定額の黒字や預貯金を保有しており、今回の補助金見直しによって、保育所の経営が成り立たなくなるのかをマクロ的に検証する必要がある。

国基準に基づく委託料（保育所運営費）の増額もあるため、今回の補助金見直しにより、黒字額等が減少するとは考えられず、仮に利益が減少すると

しても、それは税金の使い方が変わるということであって、経営者自身が負担しているということではない。

○ 社会福祉法人による保育所経営

社会福祉法人は、補助金により守られており、他の業界から見ると経営が安定しているが、保育所の経営格差を財務分析し、経営者に問題があるのであれば、これまで以上の指導が必要である。

保育分野の社会福祉法人も、今後は、他の福祉分野と同様に、競争下において、経営やサービスの向上に向けた努力をしていかなければならない。

○ 保育所経営者の責任と保育士の処遇

トータルの収入の中で、どのように職員の処遇を改善するかは、雇用主である経営者の判断であり、全体として制度が充実されたのに、保育士の給与が減るのであれば、経営者の使い方に問題があるということになる。

また、補助金や委託料は税金を原資としていることから、保育所の経営者は、教育・保育の質の向上のため、有効に使うということを考えなければならぬ。

ウ 保育協会補助金の検証

○ 検証にあたっての視点

補助金は、その財源が税金であることから、客観的に公益上必要であることや市民への説明責任が強く求められるものであり、保育協会補助金についても、国制度に基づく委託料（保育所運営費）との重複といった点から整理し、二重支払いにならないようにすべき。

○ 長時間保育手当

長時間保育手当は、子ども・子育て支援新制度における国制度に基づく委託料（保育所運営費）と重複していること、補助の目的と手段が合致していないことなどから、廃止することが妥当である。

ただし、廃止によって、保育士処遇の低下などの問題が生じるのであれば、市は必要な措置を検討するとともに、廃止後の保育士の処遇の状況について検証すべき。

○ 研修費

研修費は、保育協会補助金として各園と保育協会に支給されている研修費もあるため、廃止することが妥当である。

○ 被服手当

被服費は施設等で賄うべきものと考えられるため、被服手当は廃止することが妥当である。

エ 今後の保育所運営補助のあり方

○ 全般的な補助のあり方

今後の全般的な補助のあり方については、社会福祉法改正と子ども・子育て

て支援新制度をあわせて考えていく必要があります。社会福祉法改正では、財務諸表の開示義務や再投資可能な剰余資産の再投資が挙げられており、社会福祉法人の財務分析をもとに補助行政にメリハリをつけたり、補助金を交付する前に再投資を指導することも必要である。

また、保育所の経営者も、再投資可能な剰余資産を有効に使うよう経営努力をする必要がある。

なお、補助金は、行政が全体の財政を勘案し、政策判断のうえ決めるものであり、一つの補助金を廃止した場合、同じところに別の名目の補助金が当然に配分されるというものではない。

○ 補助制度と保育行政

今後の補助制度については、子育て支援の拡充や保育士の処遇改善等につながるよう、各保育所の財務分析も踏まえながら、子ども・子育て支援新制度において不足する部分への支援など、政策的な形で検討すべき。

○ 補助制度の見直しと市民へのアカウンタビリティ（説明責任）

補助制度の変更を行うにあたっては、市民に対して補助の目的や効果等を明確に説明する必要がある。

3 請願に対する福岡市の考え方

福岡市保育協会補助金のうち、「長時間保育手当」、「被服手当」、「研修費」に係る補助金については、検討委員会における「廃止することが妥当」との報告の趣旨を踏まえ、廃止する方向で検討を進めていく。

また、保育の質の向上に向けた今後の保育士の処遇改善の方法については、検討委員会から、「給与以外の部分での働き方を支援する仕組みのほうがより効果的」及び「新制度において不足する部分への支援など、政策的な形で検討すべき」との報告がなされたことから、そのような視点を踏まえ、対応すべきものがあるか、などについて検討する。